

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会
社の電報サービス契約約款等の変更の認可について

(諮問第3149号)

<目 次>

1	答申書（案）	1
2	申請概要	5
3	審査結果	23

別添

- 契約約款変更認可申請書（写）
（東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社）
- 料金変更認可申請書（写）
（東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社）

情 郵 審 第 * * 号
令和 4 年 * 月 * * 日

総務大臣
金子 恭之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇

答 申 書 (案)

令和 4 年 3 月 28 日 付け 諮問 第 3149 号 を も っ て 諮問 され た 事案 につい て、審議 の 結果、下 記 の と お り 答 申 す る。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びその意見に対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において、以下の措置を講じることが適当である。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）
 - 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し、全国の利用者及び潜在的な利用者において混乱が生じないように、電報サービス契約約款及び料金の変更に関する十分な周知及び適切な問合せ対応を求めること。（考え方 2）

以上

(別添)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更の認可」に対する意見及びその意見に対する考え方

意見募集期間:令和4年3月29日(火)~同年4月27日(水)
案件番号:145209903

意見提出者一覧

意見提出者 2件(法人:0件、個人:2件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人A
2	個人B

意見	考え方
●意見 1	●考え方1
<p>○ この値上げや条件変更はやむを得ないと思われま</p> <p>す。いろいろな情報伝達手段がある現状ですから、電報業務については、完全自由化にしてもいいのではないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本意見募集の対象は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可についてであり、完全自由化に関する御意見については、総務省において今後の参考とすべきと考えます。</p>
●意見 2	●考え方2
<p>○ 本改正の多くに反対である。</p> <p>当方としては、文字数による料金算定ではなく頁あたりによる料金算定に改正するだけでとりあえず様子を見るべきと考える。</p> <p>電報については多くが短い文で記されるのが定例となっており、つまり低費用での利用がかなり多いものになっているが、それをより高額とするだけでかなりの収益改善になるのではなかろうか。</p> <p>なるべくであれば全国の利用者・潜在的利用者がより便利に使えるサービスである事が望ましいと考えるが、電報について、とりあえず当該の料金変更を行うだけで様子見をするのが良いのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○ 本件変更申請は、利用通数が減少傾向にある電報サービスの事業継続のために、わかりやすい料金体系への移行と費用削減のためのサービス変更を行うものと認識しています。</p> <p>○ 料金体系の変更については、賛同の御意見として承ります。なお、本件変更後の料金は、費用削減のためのサービス変更を前提とした原価及び報酬額を基に適切に算定されていると認識しています。</p> <p>○ 料金体系の変更と併せて行う配達条件等のサービス変更についても、電報サービスの利用通数が減少傾向にあること及び代替となりうる他の通信手段等の存在から、社会的経済的事情に照らして著しく不相当とはいえないと考えます。</p>

(別添)

意見	考え方
	○ 本件変更後の料金やサービス条件等については、総務省から、NTT東日本・西日本に対し、全国の利用者及び潜在的な利用者において混乱が生じないよう、十分な周知及び適切な問合せ対応を行うよう、求めることが適当と考えます。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 電報サービス契約約款等の変更の認可について

電報配達員による配達条件等の見直し及び電報料金のシンプル化

総務省総合通信基盤局
料金サービス課
令和4年3月

○契約約款及び料金の変更認可申請概要

1 申請者

- (1) 東日本電信電話株式会社(代表取締役 井上 福造)
- (2) 西日本電信電話株式会社(代表取締役 小林 充佳)
(以下、(1)及び(2)をあわせて「NTT東日本・西日本」という。)

2 申請日

令和4年3月18日

3 申請概要

NTT東日本・西日本が行う電報事業について、電報の取扱通数減少に伴う収益悪化を背景に、経営効率化のため、電報の配達条件及び料金等の見直しを行うもの。

<変更内容及び実施時期>

- ・ 受付時間・配達関係の変更: 令和4年10月予定
- ・ 料金体系の変更・定文電報の廃止・FAX受付の廃止: 令和5年1月予定

(参考) 同時期に予定している認可を要しない変更(必要的諮問事項対象外)

<変更内容及び実施時期>

- ・ 無線電報の廃止: 令和5年1月予定
- ・ 電話受付の場合に加算される手数料の変更: 令和5年1月予定

現状の電報サービスの概要

基本情報		
受付方法／時間	電話	8～19時
	FAX	8～19時
	Web	24時間
当日配達条件	受付時間	8～19時 ※Web受付の場合は0～19時
	配達日	年中無休
	配達エリア	全国

電報の種類		料金(税抜き)	
		電報料	台紙料金
通常電報	一般電報	<漢字電報> ・基本額(25文字まで) 440円 ・累加額(追加5文字ごと) 60円	0円
		<かな電報> ・基本額(25文字まで) 300円 ・累加額(追加5文字ごと) 40円	
	弔慰電報	<漢字電報> ・基本額(25文字まで) 660円 ・累加額(追加5文字ごと) 90円	0円～
		<かな電報> ・基本額(25文字まで) 450円 ・累加額(追加5文字ごと) 60円	0円～
定文電報		300円	0円
無線電報	定文	600円	0円
	上記以外	・基本額(25文字まで) 600円 ・累加額(追加5文字ごと) 80円 ※和文電報の場合	
電報託送加算額		電話・FAX申込みの加算額 40円	—

NTT東日本・西日本による国内電報サービス提供条件の見直し(案)全体像

8

- 電報サービスの利用通数は減少を続けており、事業継続に向け抜本的な提供条件の見直しが必要。
 - ✓ 更なるコスト削減: 受付時間・方法の変更、配達条件の変更、電報種類の簡素化・・・①～⑤
 - ✓ 利用数減少抑制対策: わかりやすい料金体系への移行(「ページ課金」への変更)・・・⑥

(税抜き)

項目	現状	変更概要	実施時期	認可の要否
①受付時間	8時～19時※Webは24時間受付	【変更なし】	—	—
当日配達受付時間	8時～19時※Webは0時～19時	8時～ 14時 ※Webは0時～14時	令和4年10月	要
②配達員による配達対象エリア	全国	一部地域(離島等)を除く		
③配達員による配達対象日	年中無休	一部の日付(12/31～1/3)を除く (翌営業日(1/4)配達)		
④受付方法	電話(115)・インターネット(web)等	【変更なし】	—	—
	FAX	廃止	令和5年1月	要
⑤電報の種類	通常電報(一般・慶祝・弔慰)	【変更なし】	—	—
	定文電報	廃止	令和5年1月	要
	無線電報	廃止	令和5年1月	不
⑥料金	複数の料金体系 〔 文字数課金 Web/電話・FAXの別 かな電報/漢字電報の別 一般/慶弔の別 等 〕	ページあたり基本額 1,200円 〔 Web受付の場合 1,200円 電話受付の場合 1,200円+400円 ※ ※電報託送加算額 〕	令和5年1月	要 (一部不)

赤字: 必要的諮問事項

①～③ 配達関連条件の変更(令和4年10月～)

項目	現状	変更概要	影響(2020年度数値)
①当日 配達受付時間	19時まで	14時まで (受付時間は変更なし)	・14時～19時までの受付内、当日配達希望通数 66万通(全受付数の16%) (法人54万通、個人12万通)
②配達員による 配達対象エリア※	全国	配達員による配達の維持が 困難な地域を除く (離島等の一部地域を除く)	・配達員不在のエリア(2020年度) 16配達所、11自治体(人口約9千人) 電話による配達(年間137通) ※希望者への後日郵送を実施 (参考)全配達所数:934箇所 (概ね3時間以内に配達可能になるよう設置)
③配達員による 配達対象日	年中無休	配達員による配達の維持が 困難な日付を除く (12/31～1/3を除く) 翌営業日(1/4)配達 *電話による配達は引き続き年中無休	・年末年始の配達希望通数 4万通(全配達数の1%) (法人3万通、個人1万通)

※: 現行の契約約款では、配達の方法を以下のとおり規定。

①電話による配達

②電報配達員による配達

現在既に、地理的条件や配達員の確保が難しい等の理由から配達員による配達の維持が困難な地域については、電話による配達のみを実施していることから、今回の変更により配達員による配達対象外エリアを明示することとするもの。

項目	現状	変更概要	影響(2020年度数値)
④受付方法	電話	変更なし	全受付件数の内 18%がFAX受付 (FAX受付の場合、 事前登録法人9割超)
	FAX	廃止	
	窓口	変更なし	
	Web	変更なし	

項目	現状	変更概要	影響(2020年度数値)	
⑤電報の 種類	通常電報	一般、慶弔用	変更なし	
	定文電報	通信文に定文を用いるもの 例:至急電話されたし。	廃止	110通
	無線電報	対船舶との電報サービス	廃止 (認可対象外※)	685通
	非常・緊急扱い	気象機関相互間等、特定の機関等において発信又は受信する電報であり、他の電報に先だって伝送及び配達するもの	変更なし	

※:「利用者の範囲等から見て利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない通信役務」として整理され、認可対象外。

⑥ わかりやすい料金体系への移行(令和5年1月～)(1)

⑥料金		利用状況 (推計値※1)	平均利用額※2 (令和3年6月)	改正後料金(税抜き) <赤枠内が認可対象>	利用状況(推計値※1) における影響
申込みの種類別		406万通(100%)			406万通の内67%が割安 272万通:割安 134万通:割高(法人90%)
Web申込	慶弔用	211万通(52%)	1,690円※3	1,200円/1頁(300字まで) 2頁以降(420字まで)+300円	211万通のうち81%が割安 170万通:割安 40万通:割高(法人94%)
	通常	186万通(46%)			
	通常	25万通(6%)			
電話申込※4	慶弔用	196万通(48%)	1,670円※3	(1,200円+400円*) /1頁(300字まで) 2頁以降(420字まで)+300円 *電報託送加算額(認可対象外※5)	196万通のうち52%が割安 102万通:割安 94万通:割高(法人89%)
	通常	181万通(44%)			
	通常	15万通(4%)			

※1:令和3年6月の割合を令和2年度年間通数(406万通)に適用し各通数を算出。(NTT東日本・西日本調べ)
 ※2:令和3年6月の平均利用額(利用者内訳:漢字電報98%、かな電報2%)。単価はP2参照。(NTT東日本・西日本調べ)
 ※3:慶弔用の漢字電報の場合、約80字使用可能。
 ※4:電話申込の利用状況(通数)はFAX申込の通数を含む。(FAX申込は令和5年1月廃止)
 ※5:手数料その他これに類する料金は認可不要であり、電報託送加算額はこれに該当。

⑥ わかりやすい料金体系への移行(令和5年1月～)(2)

○基本額等の算定方法

1頁あたりの原価を算出し料金を設定(東西同一料金)

(税抜き)

料金	主な原価		1頁あたり原価※	単価
基本額(円/頁)	電報配達費 システム費	NTT東日本	1,177円	1,200円
		NTT西日本	1,117円	
2頁目以降加算額(円/頁)	システム費	NTT東日本	262円	300円
		NTT西日本	285円	

※:「算定方法」

電報料金変更時期(令和5年1月)～令和7年度末までの3年3か月間の需要見込み及び原価見込みにより、算定。

○報酬

報酬は、レートベース(当該電気通信事業全体の真実かつ有効な資産の価値)を電気通信事業全体に対し設定された報酬率の幅の範囲内から選択した一定率を乗じて算定することとなっている。(電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号))

	料金改正による報酬率予測※1	上限報酬率及び下限報酬率	
NTT東日本	1.1%	上限報酬率※2	6.4%
		下限報酬率※3	0.12%
NTT西日本	2.0%	上限報酬率※2	4.6%
		下限報酬率※3	0.21%

※1:料金改正後の令和5年1月～令和7年までの3年3か月分の累計収入及び原価から算定。

※2:上限報酬率=(他人資本コスト)×(他人資本比率)+(自己資本コスト)×(自己資本比率)

※3:下限報酬率=(他人資本コスト)×(他人資本比率)

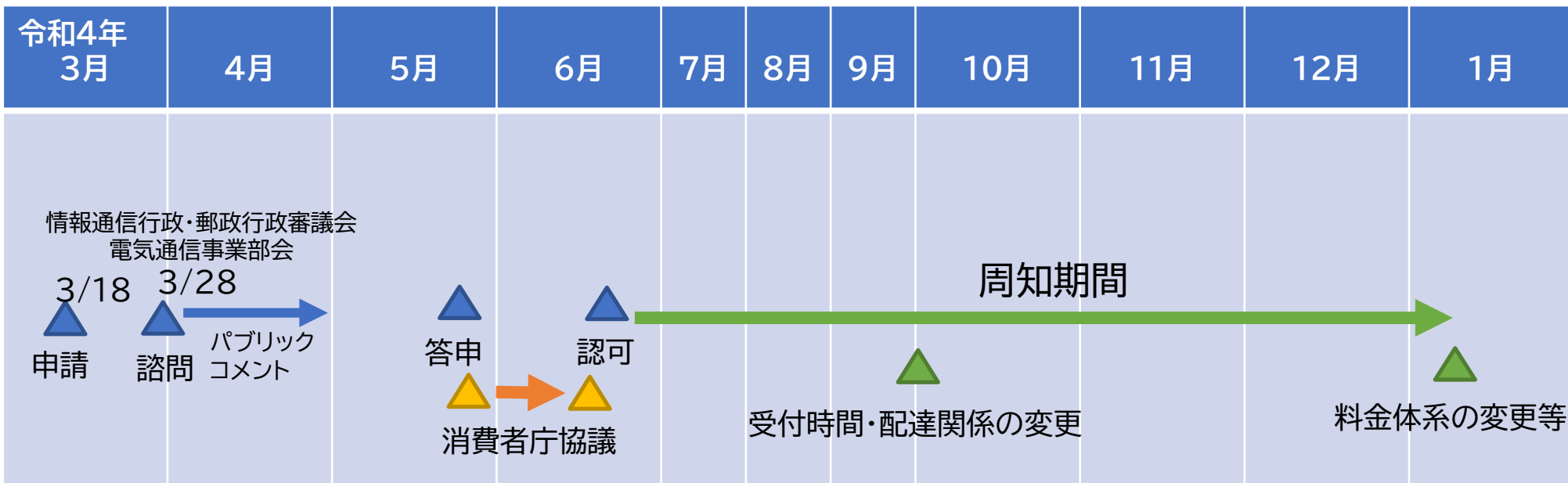
○電報託送加算額(認可対象外)

400円の算定根拠

電話による通信文受付処理対応稼働等のコストを回収

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○NTT東日本・西日本からの認可申請・報道発表 | 令和4年3月18日 |
| ○情報通信行政・郵政行政審議会諮問 | 令和4年3月28日 |
| ○パブリックコメント | 令和4年3月29日～4月27日 |
| ○情報通信行政・郵政行政審議会答申 | 令和4年5月頃 |
| ○消費者庁協議 | 答申を受け次第協議 |
| ○認可 | 消費者庁協議が終了次第 |
| ○受付時間・配達関係の変更適用 | 令和4年10月 |
| ○料金体系の変更等適用 | 令和5年1月 |

(イメージ)



※:「公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて(平成23年3月14日物価担当官会議申合せ)」において、国内電報に関する基本的な料金(通常電報料)の値上げについては消費者庁と事前に協議を要することとなっている。

(比較のため全て税込料金)

		NTT東西 (変更後)	A社	B社	C社	D社
受付方法		電話、Web、窓口	電話、Web、FAX、 窓口等	電話、Web	Web、FAX(FAXは 法人のみ)	Web、FAX
配 達	当日配達 受付締め切り	～14時	～15時半 (一部地域は～13時半)	～14時 (一部～17時) (一部商品・地域除く)	～14時 (FAX受付:～13時) (一部商品・地域除く)	～14時 (一部商品・地域除く)
	配達対象 エリア	全国 (一部電話配達のみ)	全国	全国 (一部郵便利用) (一部商品・地域除く)	全国 (一部郵便利用) (一部商品・地域除く)	全国 (一部郵便利用) (一部商品・地域除く)
	配達対象日	12/31～1/3以外	年中無休	年中無休 (一部商品・地域除く)	12/31～1/3以外	年中無休 (一部商品・地域除く)
受 付 方 法	Web	1,320円/頁 頁追加ごと 330円	524円～ <ページ追加可> 32円～	1,650円～	1,507円～ 【法人会員の場合】 1,254円～	1,650円～ 【法人会員の場合】 1,100円～
	電話	1,760円/頁 頁追加ごと330円	604円～ <ページ追加可> 100円～	～25文字 770円 5文字ごと +99円	—	—
	FAX	— (令和5年1月 廃止予定)	—	—	1,430円～ 【法人会員のみ】	1,815円～ ※法人会員の場合 1,265円～
台紙		0円～	台紙込み料金	台紙込み料金 電話受付は台紙別	台紙込み料金	台紙込み料金

【参考】電報の制度について

- 電気通信事業法制定時(昭和59年)の原始附則第5条により、「電報」は当分の間「電気通信事業」とみなされ、国内電報はNTT東日本・西日本、国際電報はKDDIのみが独占で行うことができるとされている。
- 平成15年法律改正(平成16年4月施行)による規制緩和時に、上記附則第5条の改正等を行い、電報の料金規制及び約款規制については引き続き旧規定を適用するとされている。

		契約約款	料金	事業廃止
国内電報		認可	認可	許可
国際電報		届出	認可	許可
(参考) 信書便	一般	認可	届出	許可
	特定	認可	—	届出

(参考) 契約約款の規制の変遷

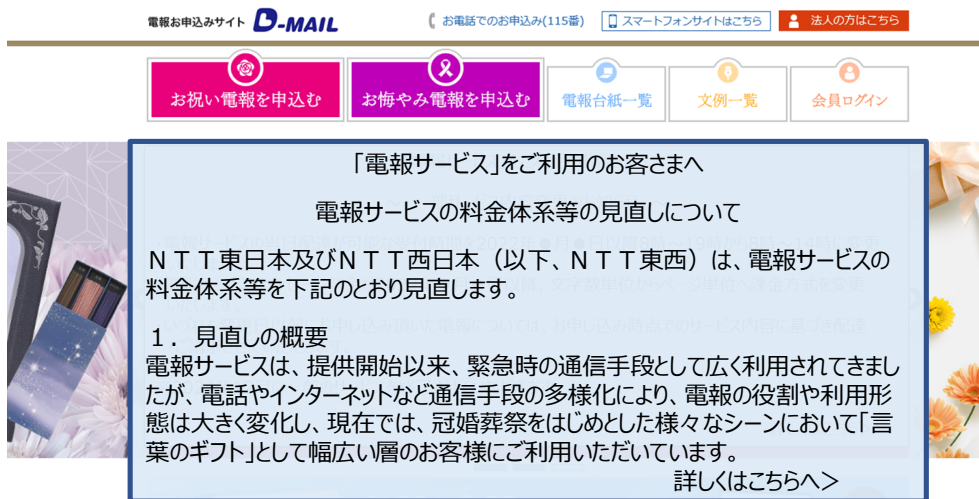
	契約約款	料金	
昭和60年4月 通信自由化・新規競争事業者参入(電気通信事業法施行) ■電気通信サービスの契約約款・料金は事前認可制	認可制	認可制	
平成7年10月 契約約款と料金の認可の分離 ■利用者利益に及ぼす影響が比較的少ない料金は事前届出 ■標準契約約款に合致する契約約款は「みなし認可」 ※平成8年12月 移動体通信料金を届出制に移行	認可制	認可制 (一部届出)	電報に適用
平成10年11月 第一種電気通信事業者の料金を原則届出化 ■特定電気通信役務に係る料金にプライスカップ制を導入(実施は平成12年から)	認可制	届出制	
平成13年11月 第一種電気通信事業者の契約約款を原則届出化 ■第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の契約約款は認可 ■卸電気通信役務制度の整備(契約約款・料金は事前届出)	届出制 (NTT東西は認可)	届出制	
平成16年4月 契約約款・料金の事前規制を原則撤廃 【特定の役務は事前規制】 ■基礎的電気通信役務:契約約款を作成し総務大臣に届出 ■指定電気通信役務 :保障契約約款を作成し総務大臣に届出 ■特定電気通信役務 :プライスカップ規制の対象	原則事前規制撤廃		

- 電報サービスの提供条件等見直しについては、**社内外の様々な接点を活用しながら丁寧な対応・周知を実施**

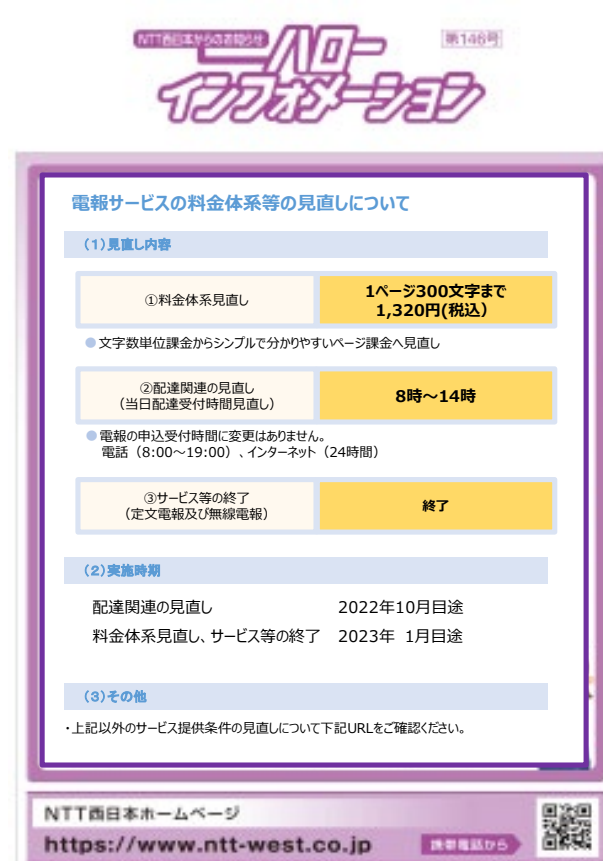
周知方法	対象ユーザ	スケジュールイメージ			
		2021年度	2022年度		
		3月18日 認可申請 ▼	認可 ▼	10月 配達条件変更 ▼	1月 料金変更 ▼
電報サービス接点 <ul style="list-style-type: none"> ・電報 大口利用企業（法人）への個別対応 ・D-MAIL会員（法人/個人）へのメール案内 ・D-MAILサイトへの掲載 ・115・FAX受付時における案内 	大口法人	▲ニュースリリース 訪問・電話対応	→ (継続フォロー)		
	D-MAIL会員		→ メール案内（配達条件変更）		
	D-MAIL利用者		→ ▲D-Mailサイトへの重要なお知らせ掲載 （配達条件変更・料金変更）		
	115等利用者		→ 受付時案内（配達条件変更）	→ 受付時案内（料金変更）	
NTT接点 <ul style="list-style-type: none"> ・料金等請求書へのチラシ同封による案内 ・タウンページへの掲載・チラシ同封による案内 ・ニュースリリース 及び 問合せ窓口の設置 	請求書利用ユーザ		→ (印刷等)	→ 請求書等への同封	
	タウンページ利用ユーザ			→ 認可後、掲載・同封可能なエリアから順次実施	
	東西HP閲覧者	▲ニュースリリース	→ 問い合わせ対応		
社外接点 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体広報誌等 各種媒体への掲載 ・インターネット検索サイト等へのバナー広告掲載時の案内追加 	電報利用可能性有全ユーザ		→ 認可後、掲載・同封可能なエリアから順次実施		
			→ バナー及びランディングページへの案内追加等		

- 法人ユーザへの個別対応に加えて、都度利用が中心の個人ユーザへは、申込受付サイトや公式HPへの掲載等、様々なユーザ設定を通して周知活動を実施
 - ※記載は文案段階のものとなります

■ D-MAILサイトへの掲載（イメージ）



■ 料金等請求書へのチラシ同封（イメージ）

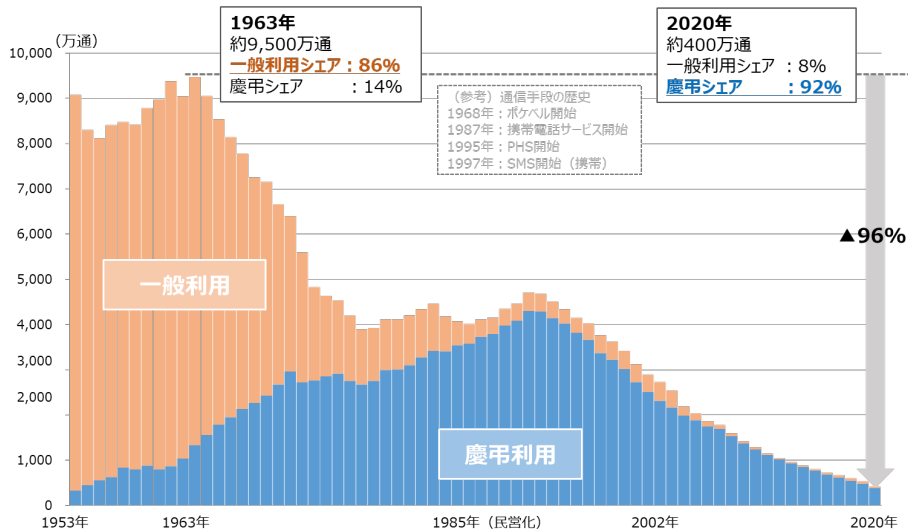


■ ニュースリリース



電報サービス利用通数推移

- 電報の利用通数はピーク時の約9,500万通（1963年）から約400万通（2020年）と大幅に縮小
- 電報の利用用途は「一般利用（緊急連絡）」中心から「慶弔利用」中心へシフト



電報サービス収支推移（役員別収支）

- 2020年度は新型コロナの影響により、利用通数が約23%減少（対前年減少率が約2倍）
- 2019年度までは受付センタの集約（2009年 14センタ→2020年 8センタ）・当日受付時間の見直し等のコスト削減（①）により、黒字を維持してきたが、2020年度は新型コロナの影響もあり赤字化（②）
- 今後も通数減少は継続する見込みであり、事業継続に向けては抜本的な提供条件の見直しが必要

(億円)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	対2009
収入	449	410	374	346	321	295	269	240	223	199	183	142	▲68%
費用	347	327	315	292	278	264	252	242	227	184	167	173	▲50%
(再掲) 配達													①
(再掲) 受付等													②
利益	102	83	59	54	42	32	17	▲2	▲4	15	16	▲31	▲130%

電報及び電報類似サービス市場の状況



電報サービスの配達体制

- 当日配達を維持するため、配達所については概ね3時間以内に配達可能となるよう設置しており、東西合計で約1,000程度の配達所を維持

区分	東日本				西日本			
	配達所数※1	取扱通数※2	配達所平均取扱通数 所員数	所員平均通数 面積	配達所数※1	取扱通数※2	配達所平均取扱通数 所員数	所員平均通数 面積
配達所	503				431			
年間通数								
大規模 (大都市・都市部・ 地方部)	3万通以上	8			13			
中規模 (都市部・地方部・ 町村部・郡部)	3万通未満 1千通以上	254			244			
小規模 (山間部・島嶼部)	1千通未満	241			174			

※1:2021.3時点 ※2:2020年度実績 ※3:離島が多く、中規模より狭い範囲となる

関係条文

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

附 則

- 第五条 電報の事業（配達の業務を含む。以下この条において同じ。）は、当分の間、電気通信事業とみなし、当該事業に係る業務のうち受付及び配達の業務については、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社の電気通信事業者の地位を承継した者（以下この条において「国際電電承継人」という。）のみがこれを行うことができる。この場合において、電報の事業については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前のこの法律（以下この条において「旧法」という。）の規定（第十六条、第十七条及び附則第五条第一項の規定を除き、罰則を含む。次項において同じ。）はなお効力を有する。
- 2 前項の場合において、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び国際電電承継人（以下この条において「東日本電信電話株式会社等」という。）が行う電報の取扱いの役務は旧法第二条第三号に規定する電気通信役務とみなし、当該役務の提供の業務は旧法第二条第六号に規定する電気通信業務とみなし、東日本電信電話株式会社等が行う電報の事業は旧法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業とみなして、前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定を適用する。
- 3・4 （略）

○電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第58号）

附 則

第六条（略）

2～4（略）

5 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号。以下「平成十五年改正法」という。）第二条の規定による改正後の電気通信事業法附則第五条第二項の電報の取扱いの役務に関する料金については、同条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、同条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業法の規定は適用せず、旧電気通信事業法の規定はなお効力を有する。この場合において、旧電気通信事業法中「郵政省令」とあるのは「総務省令」と、「郵政大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

○旧電気通信事業法 <平成10年法律第58号による改正前の電気通信事業法>

（料金の認可等）

第三十一条 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金（第三項に規定する料金及び郵政省令で定める料金を除く。）を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 特定の者に対し不当な差別的取り扱いをするものでないこと。

3 第一種電気通信事業者は、電気通信役務のうちその内容、利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものに関する料金（第一項の郵政省令で定める料金を除く。）を定めようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4～7（略）

（審議会への諮問）

第九十四条 郵政大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、政令で定める審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。ただし、審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一～三（略）

四 第三十一条第一項の規定による第一種電気通信事業者の料金に関する認可

五～十九（略）

○旧電気通信事業法 <電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)第2条の規定による改正前の電気通信事業法>

(契約約款の届出等)

第三十一条の四 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件(料金並びに総務省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による届出に係る契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

四 第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものでないこと。

五 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

3 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第一項の規定により定めるべき契約約款のうち当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関するものについては、同項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前項の認可をしなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5～10 (略)

(審議会等への諮問)

第九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第九条第一項の規定による第一種電気通信事業の許可、第十四条第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可、第三十一条第四項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十一条の四第三項の規定による契約約款の認可、第三十八条の二第二項の規定による接続約款の認可、同条第七項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第三十九条の三第一項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可、第七十二条の八第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第七十二条の九第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第七十二条の十第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第七十二条の十六第一項において準用する第六十一条第一項の規定による支援業務規程の認可

二～五 (略)

○電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）

第8章 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第6条第5項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の法第31条第1項の規定による料金の認可

（趣旨）

第12条 電気通信分野の規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第58号）附則第6条第5項の規定によりなお効力を有するとされる同法第2条の規定による改正前の法（以下「平成10年改正前の法」という。）第31条第1項の規定により料金について認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第12条の2 認可は次の各号に適合していると認める場合に行う。

- (1) 料金及びその額の算定方法が、電気通信料金算定要領（別紙1）に照らし、妥当なものであること。
- (2) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第8章の2 法附則第5条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる契約約款の認可

（趣旨）

第13条 法附則第5条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）第2条の規定による改正前の法（以下「平成15年改正前の法」という。）第31条の4の規定により契約約款の認可又は変更の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第13条の2 認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

- (1) 平成15年改正前の法第31条の4第2項第1号関係 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- (2) 平成15年改正前の法第31条の4第2項第2号関係 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。
- (3) 平成15年改正前の法第31条の4第2項第3号関係 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- (4) 平成15年改正前の法第31条の4第2項第4号関係 法第8条第1項及び施行規則第55条に定める重要通信が優先的に取り扱われること並びに施行規則第56条に定める機関等が重要通信を行うため他の通信の接続が制限又は停止されることが定められていること。
- (5) 平成15年改正前の法第31条の4第2項第5号関係 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものでないこと。

別紙1 電気通信料金算定要領

本算定要領は、平成10年改正前の法第31条第1項の規定の適用を受ける料金（以下「料金」という。）の算定に適用する。

1 基本原則

- (1) 料金は、能率的な経営の下における適正な原価に、適正な報酬を加えた総括原価を基礎として算定するものとする。
- (2) 料金は、その額の算出方法が適正かつ明確に定められていなければならない。
- (3) 料金は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであってはならない。

（以下略）

審 査 結 果

(契約約款の変更認可)

電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当であると認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	理 由
<p>1 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>【審査基準第13条の2(1)】</p>	—	今回の申請において変更点はない。
<p>2 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。</p> <p>【審査基準第13条の2(2)】</p>	適	電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するような変更事項はなく、適当であると認められる。
<p>3 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>【審査基準第13条の2(3)】</p>	適	特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。
<p>4 法第8条第1項及び施行規則第55条に定める重要通信が優先的に取り扱われること並びに施行規則第56条に定める機関等が重要通信を行うため他の通信の接続が制限又は停止されることが定められていること。</p> <p>【審査基準第13条の2(4)】</p>	—	今回の申請において変更点はない。
<p>5 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものでないこと。</p> <p>【審査基準第13条の2(5)】</p>	適	国内電報事業を行っている電気通信事業者は申請者である東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のみであり、両者とも同日付けで同内容の契約約款へ変更する申請を行っているため不当な競争を起こすものではない。また、電報の取扱通数減少及び収益悪化を背景に、電報サービスの事業を維持するため、電報種類の簡素化等を行うものであり、社会的経済的事情に照らして著しく不適當とはいえない。

審 査 結 果

(料金の変更認可)

審査基準の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当であると認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	理 由
1 料金及びその額の算定方法が、電気通信料金算定要領（審査基準別紙1）に照らし、妥当なものであること。 【審査基準第12条の2(1)】	適	電気通信料金算定要領にのっとり料金が算定されていることから、料金及びその額の算定方法は妥当なものであると認められる。
2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 【審査基準第12条の2(2)】	適	変更後の料金は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められる。

契約約款変更認可申請書

東経企営第 21-210 号
2022 年 3 月 18 日

総務大臣
金子恭之 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく

住所 東京都新宿区西新宿 3-19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわ かぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いの うえ ふく ぞう

代表取締役社長 井上 福造

登録の番号及び年月日

第 233 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 125 号)第 2 条の規定による改正前の電気通信事業法第 31 条の 4 第 3 項の規定により、別紙のとおり契約約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、令和 4 年 10 月 1 日より実施します。 ただし、この契約約款のうち、第 11 条及び第 12 条以外に係る変更部分については、令和 5 年 1 月 11 日から実施します。
------	---

《別紙》

契約約款の新旧対照

電報サービス認可約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>▲電報サービス認可約款 実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次 第 1 章 ～ (略) 第 4 章 通常電報 第 6 条 通常電報の種類 ～ (略) 第 10 条 配達先 第 11 条 配達方法 第 12 条 <u>夜間に発信した電報の配達</u> 第 13 条 配達不能 第 14 条 その他の取扱い 第 5 章 <u>定文電報</u> 第 15 条 <u>発信時間</u> 第 16 条 削除 第 17 条 <u>その他の取扱い</u> 第 6 章 伝送及び配達の順序 第 18 条 伝送及び配達の順序 第 19 条 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等 第 20 条 <u>定文電報の伝送及び配達の順序</u> 第 7 章 利用の制限及び停止 ～ (略) 第 11 章 雑則 附則</p>	<p>▲電報サービス認可約款 実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次 第 1 章 ～ (略) 第 4 章 通常電報 第 6 条 通常電報の種類 ～ (略) 第 10 条 配達先 第 11 条 配達方法 第 12 条 <u>配達を行う日時</u> 第 13 条 配達不能 第 14 条 その他の取扱い 第 5 章 <u>削除</u> 第 15 条 <u>削除</u> 第 16 条 <u>削除</u> 第 17 条 <u>削除</u> 第 6 章 伝送及び配達の順序 第 18 条 伝送及び配達の順序 第 19 条 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等 第 20 条 <u>削除</u> 第 7 章 利用の制限及び停止 ～ (略) 第 11 章 雑則 附則</p>

新旧対照

旧	新						
<p style="text-align: center;">第3章 電報の種類 (電報の種類)</p> <p>第5条 電報には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">通常電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報（<u>定文電報となるものを除きます。</u>）</td> </tr> <tr> <td>定文電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報であって、<u>通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）</u>を使用するもの</td> </tr> </table>	通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報（ <u>定文電報となるものを除きます。</u> ）	定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、 <u>通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）</u> を使用するもの	<p style="text-align: center;">第3章 電報の種類 (電報の種類)</p> <p>第5条 電報には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">通常電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </table>	通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報
通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報（ <u>定文電報となるものを除きます。</u> ）						
定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、 <u>通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）</u> を使用するもの						
通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報						
<p>(発信方法等)</p> <p>第7条 通常電報は、次のいずれかの方法により発信していただきます。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による当社が指定する電報サービス取扱所への発信</p> <p>ア 加入電話の設備又は第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの設備（<u>当社が別に定める方法により発信するときは、あらかじめ当社が指定する電報サービス取扱所に届け出たものに限ります。</u>）</p> <p>イ 公衆電話又はデジタル公衆電話の設備（当社が別に定める方法による場合に限ります。）</p> <p>ウ 当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスのうち携帯・自動車電話サービス等当社が指定する電気通信サービスの設備（その電気通信設備により発信する電報の数が当社が別に定める数以上である場合には、当社が別に定める方法による場合があります。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報サービス取扱所の窓口での発信</p>	<p>(発信方法等)</p> <p>第7条 通常電報は、次のいずれかの方法により発信していただきます。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による当社が指定する電報サービス取扱所への発信（<u>ファクシミリを利用した発信を除きます。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u>）</p> <p>ア 加入電話の設備又は第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの設備</p> <p>イ 公衆電話又はデジタル公衆電話の設備（当社が別に定める方法による場合に限ります。）</p> <p>ウ 当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスのうち携帯・自動車電話サービス等当社が指定する電気通信サービスの設備（その電気通信設備により発信する電報の数が当社が別に定める数以上である場合には、当社が別に定める方法による場合があります。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報サービス取扱所の窓口での発信</p>						
<p>(配達方法)</p> <p>第11条 通常電報は、次のいずれかの方法により配達します。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による配達</p> <p>ア 加入電話の設備</p> <p>イ 着信用電話の設備</p> <p>ウ 総合デジタル通信サービスの設備（デジタル公衆電話の設備を除きます。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報配達員による配達</p>	<p>(配達方法)</p> <p>第11条 通常電報は、次のいずれかの方法により配達します。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による配達</p> <p>ア 加入電話の設備</p> <p>イ 着信用電話の設備</p> <p>ウ 総合デジタル通信サービスの設備（デジタル公衆電話の設備を除きます。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報配達員による配達（<u>電報配達員による配達</u>の維持が困難であるとして当社が別に定める区域を除きます。）</p>						

新旧対照

旧	新
<p><u>(夜間に発信した電報の配達)</u> 第 12 条 午後 7 時から翌日午前 8 時までの間に発信した通常電報は、翌日午前 8 時以降に配達します。 ただし、第 18 条（伝送及び配達の種類）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報については、この限りではありません。</p>	<p><u>(配達を行う日時)</u> 第 12 条 当社は、次の各号に定める配達予定日時までに通常電報を配達します。 <u>(1) 午前に発信した電報 発信の日</u> <u>(2) 午後に発信した電報 発信の日の翌日の午前</u> 2 前項の規定にかかわらず、午後零時から午後 2 時までの間に発信した通常電報は、<u>発信の日に配達します。</u> <u>ただし、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合については、この限りではありません。</u> 3 前 2 項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生、予見できない交通障害その他当社の業務の遂行上やむを得ない理由により配達予定日時までに通常電報を配達できない場合があります。 4 午後 2 時から翌日午前 8 時までの間に発信した通常電報は、翌日午前 8 時以降に配達します。 ただし、第 18 条（伝送及び配達の種類）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報については、この限りではありません。 5 前 4 項の規定にかかわらず、第 23 条（特別取扱）に規定する特別取扱（当社が別に定めるものに限ります。）とした電報については、その特別取扱に定めるところによります。 6 第 11 条（配達方法）に規定する電報配達員による配達の場合において、電報配達員による配達の維持が困難であるとして当社が別に定める日については電報配達員による配達を行いません。 7 前項に定める当社が別に定める日に発信した通常電報の場合における配達予定日時については、「発信の日」を「当社が別に定める日（その日が連続する場合はその末日）の翌日」と読み替えて取り扱うものとし、第 25 条（料金の支払義務）第 2 項の表の 1 欄に規定する時間及び第 30 条（責任の制限）第 1 項第 1 号に規定する時間においても同様とします。</p>
<p>第 5 章 定文電報 <u>(発信時間)</u> 第 15 条 定文電報は、午前 8 時から午後 7 時までの間に発信していただきます。 第 16 条 削除 <u>(その他の取扱い)</u> 第 17 条 定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第 4 章（通常電報）に規定する取扱いに準ずるものとします。</p>	<p>第 5 章 削除 第 15 条 削除 第 16 条 削除 第 17 条 削除</p>

新旧対照

旧	新																														
<p>(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等)</p> <p>第 19 条 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p>	<p>(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等)</p> <p>第 19 条 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電 報 の 内 容</th> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td> <td>(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間</td> </tr> <tr> <td>3 治安の維持のため緊急を要する事項</td> <td>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td> </tr> <tr> <td>4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項</td> <td>選挙管理機関相互間</td> </tr> <tr> <td>5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td> <td>当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td> </tr> <tr> <td>6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項</td> <td>船舶と当社が別に定める病院相互間</td> </tr> <tr> <td>7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td> <td>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と当社が別に定める病院相互間	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電 報 の 内 容</th> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td> <td>(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間</td> </tr> <tr> <td>3 治安の維持のため緊急を要する事項</td> <td>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td> </tr> <tr> <td>4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項</td> <td>選挙管理機関相互間</td> </tr> <tr> <td>5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td> <td>当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td> </tr> <tr> <td>6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td> <td>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間
電 報 の 内 容	機 関 等																														
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間																														
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間																														
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間																														
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間																														
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間																														
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と当社が別に定める病院相互間																														
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間																														
電 報 の 内 容	機 関 等																														
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間																														
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間																														
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間																														
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間																														
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間																														
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間																														

新旧対照

旧	新
<p><u>(定文電報の伝送及び配達の順序)</u> 第 20 条 当社は、第 18 条（伝送及び配達の順序）の規定によるほか、電報がふくそうし、定文電報（当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。）の伝送及び配達に支障があるときは、定文電報を他の電報（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。）に先立って伝送及び配達をすることがあります。</p>	<p>第 20 条 <u>削除</u></p>
<p>-----</p>	<p>附 則 （実施期日） 1 この改正規定は、令和 4 年 10 月 1 日から実施します。 ただし、この改正規定中、第 11 条及び第 12 条に係る改正以外の部分については、令和 5 年 1 月 11 日から実施します （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>

契約約款変更認可申請書

西企営第 227 号
2022 年 3 月 18 日

総務大臣
金子恭之 殿

郵便番号 534-0024

おおさかふ おおさかし みやこじまく ひがしのだまち

住所 大阪府大阪市都島区東野田町 4 丁目
15 番 82 号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわ かぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こ ばやし みつ よし

代表取締役社長 小林 充 佳

登録の番号及び年月日

第 234 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 125 号)第 2 条の規定による改正前の電気通信事業法第 31 条の 4 第 3 項の規定により、別紙のとおり契約約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、令和 4 年 10 月 1 日より実施します。 ただし、この契約約款のうち、第 11 条及び第 12 条以外に係る変更部分については、令和 5 年 1 月 11 日から実施します。
------	---

《別紙》

契約約款の新旧対照

電報サービス認可約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>▲電報サービス認可約款 実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次 第 1 章 ～ (略) 第 4 章 通常電報 第 6 条 通常電報の種類 ～ (略) 第 10 条 配達先 第 11 条 配達方法 第 12 条 <u>夜間に発信した電報の配達</u> 第 13 条 配達不能 第 14 条 その他の取扱い 第 5 章 <u>定文電報</u> 第 15 条 <u>発信時間</u> 第 16 条 削除 第 17 条 <u>その他の取扱い</u> 第 6 章 伝送及び配達の順序 第 18 条 伝送及び配達の順序 第 19 条 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等 第 20 条 <u>定文電報の伝送及び配達の順序</u> 第 7 章 利用の制限及び停止 ～ (略) 第 11 章 雑則 附則</p>	<p>▲電報サービス認可約款 実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次 第 1 章 ～ (略) 第 4 章 通常電報 第 6 条 通常電報の種類 ～ (略) 第 10 条 配達先 第 11 条 配達方法 第 12 条 <u>配達を行う日時</u> 第 13 条 配達不能 第 14 条 その他の取扱い 第 5 章 <u>削除</u> 第 15 条 <u>削除</u> 第 16 条 <u>削除</u> 第 17 条 <u>削除</u> 第 6 章 伝送及び配達の順序 第 18 条 伝送及び配達の順序 第 19 条 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等 第 20 条 <u>削除</u> 第 7 章 利用の制限及び停止 ～ (略) 第 11 章 雑則 附則</p>

新旧対照

旧	新						
<p style="text-align: center;">第3章 電報の種類 (電報の種類)</p> <p>第5条 電報には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">通常電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報（<u>定文電報となるものを除きます。</u>）</td> </tr> <tr> <td>定文電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報であって、<u>通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）を使用するもの</u></td> </tr> </table>	通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報（ <u>定文電報となるものを除きます。</u> ）	定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、 <u>通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）を使用するもの</u>	<p style="text-align: center;">第3章 電報の種類 (電報の種類)</p> <p>第5条 電報には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">通常電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </table>	通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報
通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報（ <u>定文電報となるものを除きます。</u> ）						
定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、 <u>通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）を使用するもの</u>						
通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報						
<p>(発信方法等)</p> <p>第7条 通常電報は、次のいずれかの方法により発信していただきます。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による当社が指定する電報サービス取扱所への発信</p> <p>ア 加入電話の設備又は第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの設備（<u>当社が別に定める方法により発信するときは、あらかじめ当社が指定する電報サービス取扱所に届け出たものに限ります。</u>）</p> <p>イ 公衆電話又はデジタル公衆電話の設備（当社が別に定める方法による場合に限ります。）</p> <p>ウ 当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスのうち携帯・自動車電話サービス等当社が指定する電気通信サービスの設備（その電気通信設備により発信する電報の数が当社が別に定める数以上である場合には、当社が別に定める方法による場合があります。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報サービス取扱所の窓口での発信</p>	<p>(発信方法等)</p> <p>第7条 通常電報は、次のいずれかの方法により発信していただきます。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による当社が指定する電報サービス取扱所への発信（<u>ファクシミリを利用した発信を除きます。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u>）</p> <p>ア 加入電話の設備又は第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの設備</p> <p>イ 公衆電話又はデジタル公衆電話の設備（当社が別に定める方法による場合に限ります。）</p> <p>ウ 当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスのうち携帯・自動車電話サービス等当社が指定する電気通信サービスの設備（その電気通信設備により発信する電報の数が当社が別に定める数以上である場合には、当社が別に定める方法による場合があります。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報サービス取扱所の窓口での発信</p>						
<p>(配達方法)</p> <p>第11条 通常電報は、次のいずれかの方法により配達します。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による配達</p> <p>ア 加入電話の設備</p> <p>イ 着信用電話の設備</p> <p>ウ 総合デジタル通信サービスの設備（デジタル公衆電話の設備を除きます。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報配達員による配達</p>	<p>(配達方法)</p> <p>第11条 通常電報は、次のいずれかの方法により配達します。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による配達</p> <p>ア 加入電話の設備</p> <p>イ 着信用電話の設備</p> <p>ウ 総合デジタル通信サービスの設備（デジタル公衆電話の設備を除きます。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報配達員による配達（<u>電報配達員による配達の維持が困難であるとして当社が別に定める区域を除きます。</u>）</p>						

新旧対照

旧	新
<p><u>(夜間に発信した電報の配達)</u></p> <p>第 12 条 午後 7 時から翌日午前 8 時までの間に発信した通常電報は、翌日午前 8 時以降に配達します。</p> <p>ただし、第 18 条（伝送及び配達の順序）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報については、この限りではありません。</p>	<p><u>(配達を行う日時)</u></p> <p>第 12 条 当社は、次の各号に定める配達予定日時までに通常電報を配達します。</p> <p><u>(1) 午前</u>に発信した電報 発信の日</p> <p><u>(2) 午後</u>に発信した電報 発信の日の翌日の午前</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、午後零時から午後 2 時までの間に発信した通常電報は、<u>発信の日に配達します。</u></p> <p>ただし、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合については、この限りではありません。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生、予見できない交通障害その他当社の業務の遂行上やむを得ない理由により配達予定日時までに通常電報を配達できない場合があります。</p> <p>4 午後 2 時から翌日午前 8 時までの間に発信した通常電報は、翌日午前 8 時以降に配達します。</p> <p>ただし、第 18 条（伝送及び配達の順序）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報については、この限りではありません。</p> <p>5 前 4 項の規定にかかわらず、第 23 条（特別取扱）に規定する特別取扱（当社が別に定めるものに限ります。）とした電報については、その特別取扱に定めるところによります。</p> <p>6 第 11 条（配達方法）に規定する電報配達員による配達の場合において、電報配達員による配達の維持が困難であるとして当社が別に定める日については電報配達員による配達を行いません。</p> <p>7 前項に定める当社が別に定める日に発信した通常電報の場合における配達予定日時については、「発信の日」を「当社が別に定める日（その日が連続する場合はその末日）の翌日」と読み替えて取り扱うものとし、第 25 条（料金の支払義務）第 2 項の表の 1 欄に規定する時間及び第 30 条（責任の制限）第 1 項第 1 号に規定する時間においても同様とします。</p>
<p>第 5 章 定文電報</p> <p><u>(発信時間)</u></p> <p>第 15 条 定文電報は、午前 8 時から午後 7 時までの間に発信していただきます。</p> <p>第 16 条 削除</p> <p><u>(その他の取扱い)</u></p> <p>第 17 条 定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第 4 章（通常電報）に規定する取扱いに準ずるものとします。</p>	<p>第 5 章 削除</p> <p>第 15 条 削除</p> <p>第 16 条 削除</p> <p>第 17 条 削除</p>

新旧対照

旧	新																														
<p>(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等)</p> <p>第 19 条 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p>	<p>(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等)</p> <p>第 19 条 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電 報 の 内 容</th> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td> <td>(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間</td> </tr> <tr> <td>3 治安の維持のため緊急を要する事項</td> <td>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td> </tr> <tr> <td>4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項</td> <td>選挙管理機関相互間</td> </tr> <tr> <td>5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td> <td>当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td> </tr> <tr> <td>6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項</td> <td>船舶と当社が別に定める病院相互間</td> </tr> <tr> <td>7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td> <td>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と当社が別に定める病院相互間	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電 報 の 内 容</th> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td> <td>(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間</td> </tr> <tr> <td>3 治安の維持のため緊急を要する事項</td> <td>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td> </tr> <tr> <td>4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項</td> <td>選挙管理機関相互間</td> </tr> <tr> <td>5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td> <td>当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td> </tr> <tr> <td>6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td> <td>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間
電 報 の 内 容	機 関 等																														
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間																														
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間																														
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間																														
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間																														
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間																														
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と当社が別に定める病院相互間																														
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間																														
電 報 の 内 容	機 関 等																														
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間																														
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間																														
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間																														
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間																														
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間																														
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間																														

新旧対照

旧	新
<p><u>(定文電報の伝送及び配達の順序)</u> 第 20 条 当社は、第 18 条（伝送及び配達の順序）の規定によるほか、電報がふくそうし、定文電報（当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。）の伝送及び配達に支障があるときは、定文電報を他の電報（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。）に先立って伝送及び配達をすることがあります。</p>	<p>第 20 条 削除</p>
	<p>附 則 （実施期日） 1 この改正規定は、令和 4 年 10 月 1 日から実施します。 ただし、この改正規定中、第 11 条及び第 12 条に係る改正以外の部分については、令和 5 年 1 月 11 日から実施します （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>

料金変更認可申請書

東経企営第 21-210 号
令和 4 年 3 月 18 日

総務大臣
金子恭之殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住所 東京都新宿区西新宿 3-19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわ かぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いの うえ ふく ぞう

代表取締役社長 井上福造

登録の番号及び年月日

第 233 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成 10 年法律第 58 号)附則第 6 条 5 項の規定によりなお効力を有するとされる同法律第 2 条の規定による改正前の電気通信事業法第 31 条第 1 項の規定により、別紙のとおり料金の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、令和 5 年 1 月 11 日より実施します。
------	---------------------------------

《別紙》

料金表の新旧対照

**電報サービス認可料金表の一部改正
新旧対照**

旧	新																								
<p>▲電報サービス認可料金表</p> <p style="text-align: right;">実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次 通則 通常電報及び定文電報に関する料金 附則</p> <hr/> <p>通常電報及び定文電報に関する料金</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">(1) 通常電報の種類</td> <td>通常電報には、次の種類があります。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> <tr> <td>漢字電報</td> <td>かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2) 有料言語数の計算</td> <td>通常電報及び定文電報の有料文字数は、通信文に使用した文字等(濁点、半濁点及び空白を除きます。)の数とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> <tr> <td>漢字電報</td> <td>かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報	漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報	(2) 有料言語数の計算	通常電報及び定文電報の有料文字数は、通信文に使用した文字等(濁点、半濁点及び空白を除きます。)の数とします。	<p>▲電報サービス認可料金表</p> <p style="text-align: right;">実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次 通則 通常電報に関する料金 附則</p> <hr/> <p>通常電報に関する料金</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">(1) 通常電報の種類</td> <td>通常電報には、次の種類があります。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2) 電報料の適用</td> <td> <p>ア 通常電報の電報料は、通信文を記載する紙面 1 頁ごとに適用します。</p> <p>イ 基本額は最初の 1 頁に適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等(空白を含みません。以下同じとします。)の文字数は 300 文字を上限とします。</p> <p>ウ 加算額は 2 頁以降追加する 1 頁ごとに適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等の文字数は 420 文字を上限とします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	漢字かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報	(2) 電報料の適用	<p>ア 通常電報の電報料は、通信文を記載する紙面 1 頁ごとに適用します。</p> <p>イ 基本額は最初の 1 頁に適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等(空白を含みません。以下同じとします。)の文字数は 300 文字を上限とします。</p> <p>ウ 加算額は 2 頁以降追加する 1 頁ごとに適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等の文字数は 420 文字を上限とします。</p>
区 分	内 容																								
(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> <tr> <td>漢字電報</td> <td>かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報	漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報																		
	区 分	内 容																							
かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報																								
漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報																								
(2) 有料言語数の計算	通常電報及び定文電報の有料文字数は、通信文に使用した文字等(濁点、半濁点及び空白を除きます。)の数とします。																								
区 分	内 容																								
(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	漢字かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報																				
区 分	内 容																								
漢字かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報																								
(2) 電報料の適用	<p>ア 通常電報の電報料は、通信文を記載する紙面 1 頁ごとに適用します。</p> <p>イ 基本額は最初の 1 頁に適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等(空白を含みません。以下同じとします。)の文字数は 300 文字を上限とします。</p> <p>ウ 加算額は 2 頁以降追加する 1 頁ごとに適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等の文字数は 420 文字を上限とします。</p>																								

新旧対照

旧				新			
2 料金額。				2 料金額			
区 分		単 位		区 分		単 位	
1 通常電報	(1) かな電報	1 通ごとに 基本額 (25 字まで)	300 円 (税込価格 330 円)	通常電報	基本額	最初の 1 頁	1,200 円 (税込価格 1,320 円)
		累加額 (追加 5 字までご とに)	40 円 (税込価格 44 円)		加算額	追加する 1 頁ごとに	300 円 (税込価格 330 円)
	(2) 漢字電報	1 通ごとに 基本額 (25 字まで)	440 円 (税込価格 484 円)				
		累加額 (追加 5 字までご とに)	60 円 (税込価格 66 円)				
2 定文電報		1 通ごとに	300 円 (税込価格 330 円)				
				<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和 5 年 1 月 11 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>			

料金算定根拠
【NTT東日本】

1. 料金見直しの基本的な考え方について

(1) 基本的な考え方

- ア 電報サービスは、サービス提供開始以来、緊急時の通信手段として広く利用されてきたが、電話やインターネットなど通信手段の多様化により、電報の役割や利用形態は大きく変化し、現在では冠婚葬祭等における儀礼的なメッセージ・ギフトとしての利用が主となり、その利用通数は1963年の約9,500万通をピークに年々減少し、2020年度には約400万通と大幅に減少している。
- 今後においても、カジュアルギフトなどメッセージ・ギフトの多様化に加え、他業種による電報類似サービス等が年々シェアを伸ばしており、今後もこの減少傾向は続くものと想定され、将来的な電報サービスの存続が課題となっている。
- 電報の料金体系は、明治時代以来、文字数に応じた従量制となっており、事前に料金の予測がしにくく、自由な表現がしにくいことも利用減少の一因となっていると考えられることから、今回、1ページあたりの定額制に料金体系を見直すことにより、利用者にとって文字数を気にせず自由な表現が可能で利便性が高く、シンプルで分かりやすい料金とすることにより電報サービスの維持を図ることとする。
- また、現在、通常電報、定文電報の2種類を提供しているが、定文電報の利用が極めて僅少であることから、通常電報のみの提供とし、通常電報の区分の漢字電報とかな電報の2種類から、かな電報を廃止のうえ漢字電報に統一し、通常電報とすることとする。なお、電報サービスの大半が慶弔用途であることを踏まえ、通常電報における慶祝、弔意、見舞、激励等のための電報として特別紙を使用して配達する慶弔特別扱も廃止することとする。
- イ 通常電報の料金体系については、料金水準の引き上げを行うのではなく、わかりやすく利用しやすい料金体系に変更することで、電報類似サービスとの市場競争力の向上を図り電報全体の収入水準を維持するものである。
- したがって、1ページあたりの料金設定にあたっては、現行の料金水準における最も利用通数の多い漢字電報の平均的な利用者にとって割安となる水準を適用する。
- なお、1ページあたりの文字数は300文字とし、料金体系は、1ページ目を基本額、2ページ目以降を加算額として設定する。
- また、本料金見直しにあわせて、付随する電報託送加算額についても必要な見直しを行うこととする。

(2) 料金の設定

わかりやすく利用しやすい料金体系変更するため、文字数に応じた従量制課金や、漢字・かな電報の区分を廃止し、利用シーンに係わらない1ページあたりの基本料金（以下、ア基本額）を新設するとともに、ページ単位での料金設定に伴いページ追加時のオプション料金（以下、イ加算額）を設定する。

また、従来どおり、電話により電報を申込み場合の追加料金（以下、ウ電報託送加算額と有料台紙等（各種付帯サービス）の料金（以下、エ台紙）を設定する。以上、アからエの4料金は、各々提供する効用ごとに設定することとする。（4料金のうち、認可対象はアイのみ）

各種料金の算定にあたっては、各効用の原価総額を各効用の需要で除したものをもとに算定する。

ア 基本額

基本額相当の原価総額を電報サービス需要で除して算定した。

料金	原価	原価総額	需要
1,200円 ←	1,177円 =	72.2億円 ÷	614万通

イ 加算額

加算額相当の原価総額を2枚目以上の電報サービスを利用する需要で除して算定した。

料金	原価	原価総額	需要
300円 ←	262円 =	0.024億円 ÷	0.9万通

(3) 料金別の原価総額の算定

電報サービスの料金原価総額※には、電報サービス固有の費用（以下、①固有費用）と複数の役務に共通して要する費用（以下、②共通費用）がある。

- ①固有費用：固有費用は以下の2つの費用に分かれ、それぞれの定義と計上方法は以下のとおり
 - ・特化費用：基本額、加算額、電報託送加算額、台紙のそれぞれの効用に特化した費用（各項目に直接計上）
 - ・一般費用：複数の効用に共通の費用（該当する効用に通数比率にて按分し計上）
- ②共通費用：電報以外の複数の役務に共通して要する費用の計上方法は以下のとおり
 - ・固有費用比率で按分計上（基本額42：加算額0.01：電報託送加算額4：台紙54）

※「3. 費用項目別内訳」の3年3カ月費用177億円のうち、「6. 収入予測（3）収入見込み」の「その他収入」5.8億円は、NTT西日本が電報を受付、NTT東日本が電報配達を行う場合にNTT西日本から得る収入であり、実費相当であることから、電報サービスの料金原価からは収入と同額を控除し、料金原価総額は171.2億円とした。

ア 基本額

基本額は、①固有費用63.3億円、②共通費用8.9億円の合計72.2億円を料金原価とした。

- ①固有費用：63.3億円
 - ・特化費用：基本的な受付経費や無料台紙経費等11.4億円を計上
 - ・一般費用：配達関連費用等を基本額と台紙原価に有料台紙利用率（52：48）で按分する等により、51.9億円を計上
- ②共通費用：8.9億円

イ 加算額

加算額は、①固有費用0.021億円、②共通費用0.003億円の合計0.024億円を料金原価とした。

- ①固有費用：0.021億円
 - ・一般費用：電報システム（基本・配達）機能を加算額と基本額原価に300文字以上利用通数比率（0.2：99.8）で按分する等により、0.021億円を計上
- ②共通費用：0.003億円

料金別原価総額内訳

(単位：億円)

	2022(R4)			2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	累計 (3年3か月)
	年間	改定前 ~2022年12月	改定後 2023年1月~				
ア 基本額	30.1	22.6	7.5	26.4	21.7	16.6	72.2
①固有費用	25.7	19.3	6.4	23.0	19.2	14.6	63.3
②共通費用	4.4	3.3	1.1	3.3	2.5	2.0	8.9
イ 加算額	0.009	0.007	0.002	0.008	0.007	0.007	0.024
①固有費用	0.008	0.006	0.002	0.007	0.006	0.006	0.021
②共通費用	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.003
(参考)							
ウ 電報託送加算額	4.1	3.1	1.0	2.1	1.9	1.7	6.7
①固有費用	3.7	2.8	0.9	1.8	1.7	1.5	5.9
②共通費用	0.4	0.3	0.1	0.3	0.2	0.2	0.8
エ 台紙	36.3	27.2	9.1	32.4	27.9	22.9	92.3
①固有費用	31.0	23.3	7.8	28.3	24.7	20.1	80.9
②共通費用	5.3	3.9	1.3	4.1	3.2	2.8	11.4

2. 料金算定の概要及び結果

- (1) 料金算定単位 電報サービス
- (2) 料金算定期間 **2023年1月～2026年3月（3年3ヶ月間）とする**
- (3) 料金算定方法 料金算定期間における、収入、原価及びレートベースを算定し、報酬が適正なものであることを証明する
- (4) 算定結果 料金算定期間における報酬率は**1.1%**であり、これは適正な報酬率（**上限6.4%、下限0.12%**）の範囲内である

収入	183.6 億円	
総括原価	原価 182.5億円	+ 報酬 1.1億円
		報酬率 1.1%
		レートベース 102億円

(単位：億円)

	年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	累計 (3年3か月)
		改定前 ～2022年12月	改定後 2023年1月～				
①収入	68.7	53.1	15.6	59.3	55.7	53.0	183.6
②原価 (=③+④)	72.9	54.6	18.2	63.2	54.1	47.0	182.5
③費用	72.9	54.6	18.2	63.2	53.0	42.6	177.0
④利益対応税 (⑦×*)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	4.4	5.5
⑤報酬 (=⑥+⑧)	▲ 4.2	▲ 1.5	▲ 2.6	▲ 3.9	1.6	6.0	1.1
⑥(再) 他人資本見合い	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
レートベース	38.1	27.9	10.2	34.8	30.6	26.5	102.0

(*実効税率は、42.35%)

⑦税引前利益 (=①-③-⑥)	▲ 4.2	▲ 1.6	▲ 2.6	▲ 3.9	2.7	10.4	6.5
⑧税引後利益 (=⑦-④)	▲ 4.2	▲ 1.6	▲ 2.6	▲ 3.9	1.5	6.0	1.0

3. 費用項目別内訳

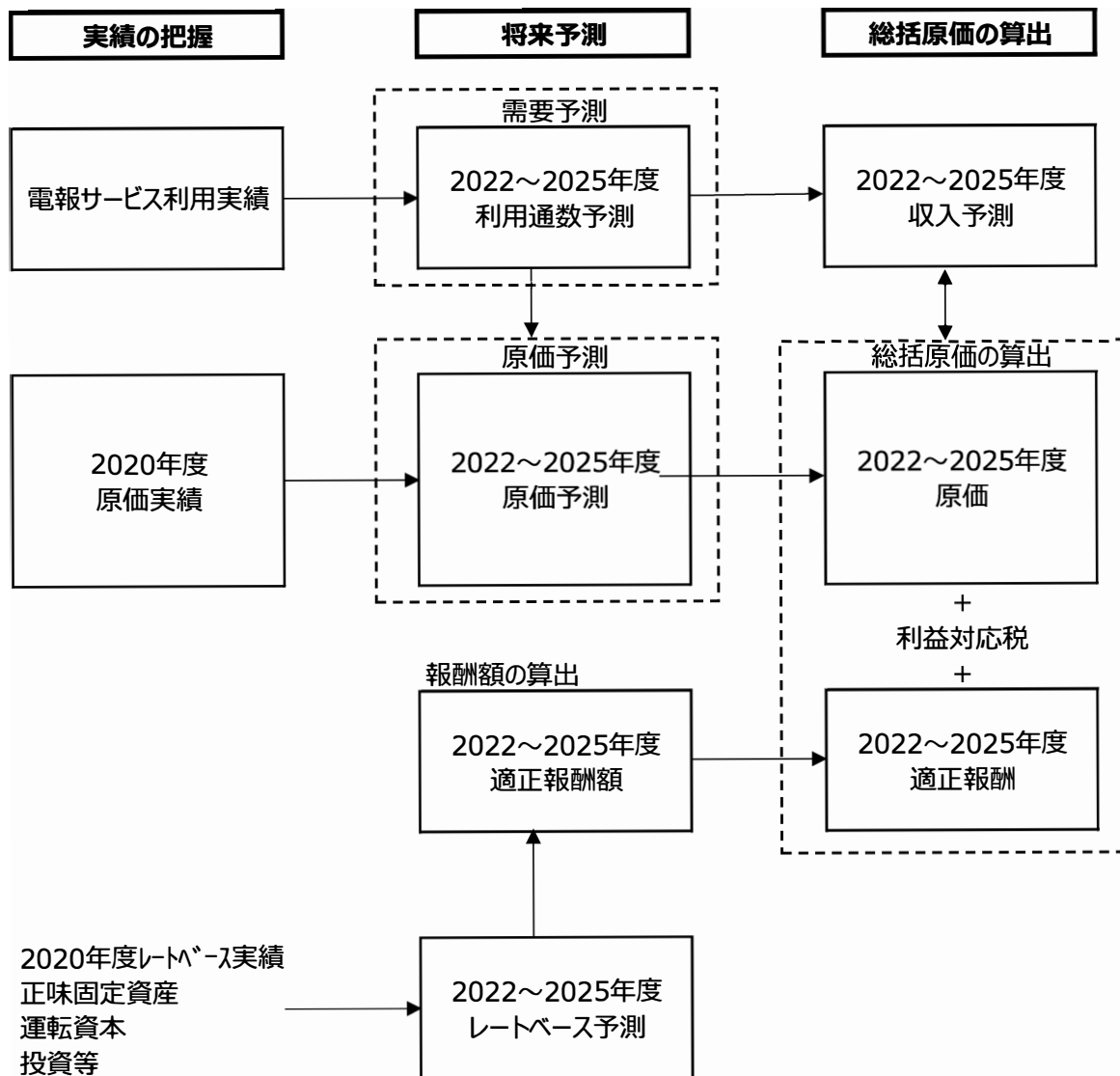
赤枠内は委員限り

(単位：億円)

	年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	主な算定方法
		改定前 ~2022年12月	改定後 2023年1月~				
収入	68.7	53.1	15.6	59.3	55.7	53.0	・電報需要、及び単金の予測値から推計
費用	72.9	54.6	18.2	63.2	53.0	42.6	・電報サービス維持に必要な固定費、及びの需要に応じた連動経費を積算
営業費	1.4	1.0	0.3	1.3	1.3	1.3	・過去5年間の費用実績を踏まえ算出
運用費	43.7	32.8	10.9	37.4	31.2	24.5	・電報需要見立てに応じて算出
施設保全費	4.6	3.5	1.2	4.1	3.4	2.8	・2020年度実績をベースに過去5年間の物価上昇率[+0.2%]を乗じて算出 ・電報固有費用の経年推移を加味
共通費管理費	12.2	9.2	3.1	11.5	10.6	8.3	・2020年度実績をベースに過去5年間の物価上昇率[+0.2%]、 又は人件費上昇率[+2.1%]を乗じて算出 ・電報固有費用の経年推移を加味
試験研究費	1.6	1.2	0.4	0.3	0.3	0.2	・過去5年間のトレンドを踏まえ算出 ・システム改修費等（取得固定資産額）
通信設備使用料	5.2	3.9	1.3	4.8	2.9	2.8	・東受付西配達の通数トレンドに応じて算出
租税公課	0.5	0.4	0.1	0.4	0.4	0.3	・電報固有費用の経年推移に応じて算出
減価償却費	3.5	2.7	0.9	3.1	2.8	2.4	・過去5年間のトレンドを踏まえ算出 ・システム改修費等（正味固定資産額）
固定資産除却費等	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	・電報固有費用の経年推移に応じて算出
貸倒損失等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	・電報固有費用の経年推移に応じて算出

報酬	▲ 4.2	▲ 1.5	▲ 2.6	▲ 3.9	1.6	6.0
総括原価	72.9	54.6	18.2	63.2	54.1	47.0
レートベース	38.1	27.9	10.2	34.8	30.6	26.5

4. 総括原価算出のフローチャート



5. 需要予測

(1) 電報需要見込み

(単位：万通)

区 分	年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	
		改定前 ~2022年12月	改定後 2023年1月~				
①電報(類似サービス含む)	776	582	194	720	669	622	
②東西電報サービス	417	311	105	396	374	352	
	比率	53.7%	53.5%	54.3%	55.1%	55.9%	56.6%
③東日本	214	161	53	198	187	176	
東日本比率	51.4%	51.8%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
種類別	一般	20	17	3	12	10	9
	慶祝	58	43	14	53	50	46
	弔慰	136	101	35	133	127	121
チャネル別	115	51	35	15	57	51	46
	FAX	39	39	0	0	0	0
	D-mail	125	87	37	141	135	130

(2) 需要予測の考え方

①電報（類似サービス含む）

過去30年間の推定実績から指数回帰曲線にて算出した。

②東西電報サービス

分かり易くお求めやすい料金体系への見直しにより、需要減少トレンドを他社以上に抑制し、シェアが回復すると想定した。
2018年度以降減少したシェア（年0.8%減）を2025年度までに回復する（年0.8%増）と想定した。

③東日本

料金体系見直しにより、一般電報比率の高い東日本の一般電報需要減少を見込み（2022年度▲4%）
東西の電報通数比率は半々で推移すると想定した。

i.一般電報

過去5年間（2016～2020年度）の傾向値（年0.5%減）をベースに算出した。
ただし、2022年度については、料金体系見直しによる通数減（2022年度4%減）を想定し算出した。

ii.慶祝電報

過去5年間（2016～2020年度）の慶祝/弔慰通数比率の傾向値（30:70）をベースに算出した。
また、過去5年間（2016～2020年度）の慶祝比率の傾向値（年0.5%減）を織り込み算出した。

iii.弔慰電報

過去5年間（2016～2020年度）の慶祝/弔慰通数比率の傾向値（30:70）をベースに算出した。
また、過去5年間（2016～2020年度）の弔慰比率の傾向値（年0.5%増）を織り込み算出した。

I.115

過去5年間（2016～2020年度）の115受付通数比率の傾向値（年1.5%減）をベースに算出した。
2023年1月のFAX受付廃止後は、FAX受付の3割（2020年度115/web受付比率実績 30:70）
が流入すると想定した。

II.FAX

2023年1月に廃止

III.web

過去5年間（2016～2020年度）のweb受付通数比率の傾向値（年1.5%増）をベースに算出した。
2023年1月のFAX受付廃止後は、FAX受付の7割（2020年度115/web受付比率実績 30:70）
が流入すると想定した。

(参考) 電報需要 (2016~2020年:実績値、2021年:見込値)

赤枠内は委員限り

区 分	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3
①電報(類似サービス含む)						
②東西電報サービス	717	659	595	527	406	389

(参考) 通数実績

区 分	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3
東日本	343	319	286	261	202	201
東西比率	47.9%	48.4%	48.2%	49.5%	49.7%	51.8%
種類別						
一般	22	24	27	32	23	22
慶祝	107	102	87	77	54	54
弔慰	214	194	173	151	125	125
チャンネル別						
115	130	112	93	76	57	44
FAX	80	80	73	69	46	50
D-mail	134	127	120	115	99	107

6.収入予測

(1) 需要数の算定

(単位：万通)

	年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)
		改定前 ~2022年12月	改定後 2023年1月~			
通常電報	214	161	53	198	187	176
内訳①	一般	20	17	3	12	9
	慶祝	58	43	14	53	46
	弔慰	136	101	35	133	121
内訳②	115	51	35	15	57	46
	FAX	39	39	0	0	0
	D-mail	125	87	37	141	130

(2) 収入単金 (2022~2025年度)

(単位：円)

		電報料	電報料	台紙	電報託送加算額
		(基本額)	(加算額)	(平均)	(115/FAX受付)
通常電報	一般	1,200	300	0	400
	慶祝	1,200	300	1,445	400
	弔慰	1,200	300	1,773	400

①収入単金の考え方

i. 電報料 (基本額)

電報類似サービスとの競争対抗を実現するとともに、適切な原価回収により競争を阻害しない料金を設定

現状の通信文の平均利用料 (2020年度推計値) 1,700円と比較し約8割のユーザが割安となる料金水準により、ユーザ利便性を向上

ii. 電報料 (加算額)

電報類似サービスとの競争対抗を実現するとともに、適切な原価回収により競争を阻害しない料金を設定

現行料金体系で2枚目相当迄利用した場合の最大利用料3,600円と比較し割安となる料金を設定

なお、現行料金体系での2枚目相当利用ユーザは0.9万通 (0.15%)

iii. 電報託送加算額

電話・FAX受付に要するコスト相当額 (通信文受付処理対応稼働等のコスト) を回収する料金を設定

iv.台紙（慶祝）

結婚等の高単金需要が減少していることから過去5年間（2016～2020年度）の傾向値は下降傾向

（年3.8%減）であるが、結婚等の需要が僅少になったことにより、単金は凡そ下げ止まると想定し、2020年度単金をスライドさせた。

v.台紙（弔慰）

過去5年間（2016～2020年度）の傾向値は上昇傾向（年1.6%増）であり、今後も上昇傾向は維持すると想定し算出した。

(3) 収入見込み（2022（改定前）～2025年度収入）

（単位：億円）

		年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)
			改定前 ～2022年12月	改定後 2023年1月～			
通常電報	一般	3.3	2.9	0.4	1.4	1.2	1.1
	慶祝	17.5	13.6	3.8	14.1	13.1	12.2
	弔慰	44.7	34.5	10.2	39.2	37.8	36.5
	加算	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	電報託送加算額	0.9	0.3	0.6	2.3	2.1	1.8
その他収入		2.4	1.8	0.6	2.3	1.5	1.4
合 計		68.7	53.1	15.6	59.3	55.7	53.0

7.レートベースの予測

過去5年間（2016～2020年度）実績と営業費用予測より算定したレートベースを用い、2022～2025年度を予測する

- (1) 固定資産
 ・過去5年間（2016～2020年度）の正味固定資産の実績値を元に算定
- (2) 運転資本
 ①運転資金：営業費用（租税公課等除き）×料金回収期間（日）÷365
 ②貯蔵品：該当なし
- (3) 投資等
 該当なし

（単位：億円）

	2021 (R3)	2022 (R4)		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	累計 (3年3か月)
		年間	改定後 2023年1月～				
稼働固定資産	32.7	29.5	8.0	27.4	24.4	21.5	81.3
運転資金	8.7	8.6	2.1	7.4	6.2	5.0	20.8
貯蔵品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
投資等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	41.3	38.1	10.2	34.8	30.6	26.5	102.0

8. 報酬

(1) 報酬率

考え方	①資本構成比	2020年度の実績
	②他人資本利率率・預金金利	2016～2020年度までの実績金利
	③自己資本利益率	主要企業の実績平均（2016～2020年度）
上限	6.4%	
下限	0.12%	

(報酬率算定式)

$$\begin{aligned}
 & \text{上限} = \text{他人資本比率 (21.5\%)} \times \text{他人資本見合い} \\
 & \quad \text{他人資本見合い} \\
 & \quad \text{他人資本利率率 (0.55\%)} \\
 & \quad + \text{自己資本比率 (78.5\%)} \times \text{自己資本見合い} \\
 & \quad \text{自己資本見合い} \\
 & \quad \text{自己資本利益率 (7.94\%)} + \text{引当金等比率 (0.16\%)} \times \text{預金金利 (0.01\%)} \\
 & = 6.4\% \\
 & \text{下限} = \text{他人資本比率 (21.5\%)} \times \text{他人資本見合い} \\
 & \quad \text{他人資本見合い} \\
 & \quad \text{他人資本利率率 (0.55\%)} \\
 & = 0.12\%
 \end{aligned}$$

(2) 報酬

(単位：億円)

		2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	累計 (3年3か月)
報酬	上限	0.64	2.21	1.94	1.68	6.48
	下限	0.01	0.04	0.04	0.03	0.12

料金変更認可申請書

西企営第 227 号
2022 年 3 月 18 日

総務大臣
金子恭之 殿

郵便番号 534-0024

おおさかふ おおさかし みやこじまく ひがしのだまち

住所 大阪府大阪市都島区東野田町 4 丁目
15 番 82 号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわ かぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こ ばやし みつ よし

代表取締役社長 小林 充 佳

登録の番号及び年月日

第 234 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成 10 年法律第 58 号)附則第 6 条 5 項の規定によりなお効力を有するとされる同法律第 2 条の規定による改正前の電気通信事業法第 31 条第 1 項の規定により、別紙のとおり料金の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、令和 5 年 1 月 11 日より実施します。
------	---------------------------------

《別紙》

料金表の新旧対照

**電報サービス認可料金表の一部改正
新旧対照**

旧	新																						
<p>▲電報サービス認可料金表</p> <p style="text-align: right;">実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次 通則 通常電報及び定文電報に関する料金 附則</p> <hr/> <p>通常電報及び定文電報に関する料金</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 通常電報の種類</td> <td>通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> <tr> <td>漢字電報</td> <td>かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2) 有料言語数の計算</td> <td>通常電報及び定文電報の有料文字数は、通信文に使用した文字等(濁点、半濁点及び空白を除きます。)の数とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> <tr> <td>漢字電報</td> <td>かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報	漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報	(2) 有料言語数の計算	通常電報及び定文電報の有料文字数は、通信文に使用した文字等(濁点、半濁点及び空白を除きます。)の数とします。	<p>▲電報サービス認可料金表</p> <p style="text-align: right;">実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次 通則 通常電報に関する料金 附則</p> <hr/> <p>通常電報に関する料金</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 通常電報の種類</td> <td>通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2) 電報料の適用</td> <td> <p>ア 通常電報の電報料は、通信文を記載する紙面 1 頁ごとに適用します。</p> <p>イ 基本額は最初の 1 頁に適用するものとし、その紙面 1 頁当たりに記載できる通信文の文字等(空白を含みません。以下同じとします。)の文字数は 300 文字を上限とします。</p> <p>ウ 加算額は 2 頁以降追加する 1 頁ごとに適用するものとし、その紙面 1 頁当たりに記載できる通信文の文字等の文字数は 420 文字を上限とします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	漢字かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報	(2) 電報料の適用	<p>ア 通常電報の電報料は、通信文を記載する紙面 1 頁ごとに適用します。</p> <p>イ 基本額は最初の 1 頁に適用するものとし、その紙面 1 頁当たりに記載できる通信文の文字等(空白を含みません。以下同じとします。)の文字数は 300 文字を上限とします。</p> <p>ウ 加算額は 2 頁以降追加する 1 頁ごとに適用するものとし、その紙面 1 頁当たりに記載できる通信文の文字等の文字数は 420 文字を上限とします。</p>
区 分	内 容																						
(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> <tr> <td>漢字電報</td> <td>かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報	漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報																
区 分	内 容																						
かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報																						
漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報																						
(2) 有料言語数の計算	通常電報及び定文電報の有料文字数は、通信文に使用した文字等(濁点、半濁点及び空白を除きます。)の数とします。																						
区 分	内 容																						
(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	漢字かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報																		
区 分	内 容																						
漢字かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報																						
(2) 電報料の適用	<p>ア 通常電報の電報料は、通信文を記載する紙面 1 頁ごとに適用します。</p> <p>イ 基本額は最初の 1 頁に適用するものとし、その紙面 1 頁当たりに記載できる通信文の文字等(空白を含みません。以下同じとします。)の文字数は 300 文字を上限とします。</p> <p>ウ 加算額は 2 頁以降追加する 1 頁ごとに適用するものとし、その紙面 1 頁当たりに記載できる通信文の文字等の文字数は 420 文字を上限とします。</p>																						

新旧対照

旧				新			
2 料金額。				2 料金額			
区 分		単 位		区 分		単 位	
1 通常電報	(1) かな電報	1 通ごとに 基本額 (25 字まで)	300 円 (税込価格 330 円)	通常電報	基本額	最初の 1 頁	1,200 円 (税込価格 1,320 円)
		累加額 (追加 5 字までご とに)	40 円 (税込価格 44 円)		加算額	追加する 1 頁ごとに	300 円 (税込価格 330 円)
	(2) 漢字電報	1 通ごとに 基本額 (25 字まで)	440 円 (税込価格 484 円)				
		累加額 (追加 5 字までご とに)	60 円 (税込価格 66 円)				
2 定文電報		1 通ごとに	300 円 (税込価格 330 円)				
				<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和 5 年 1 月 11 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>			

料金算定根拠
【NTT西日本】

1. 料金見直しの基本的な考え方について

(1) 基本的な考え方

- ア 電報サービスは、サービス提供開始以来、緊急時の通信手段として広く利用されてきたが、電話やインターネットなど通信手段の多様化により、電報の役割や利用形態は大きく変化し、現在では冠婚葬祭等における機能的なメッセージ・ギフトとしての利用が主となり、その利用通数は1963年の約9,500万通をピークに年々減少し、2020年度には約400万通と大幅に減少している。
- 今後においても、カジュアルギフトなどメッセージ・ギフトの多様化に加え、他業種による電報類似サービス等が年々シェアを伸ばしており、今後もこの減少傾向は続くものと想定され、将来的な電報サービスの存続が課題となっている。
- 電報の料金体系は、明治時代以来、文字数に応じた従量制となっており、事前に料金の予測がしにくく、自由な表現がしにくいことも利用減少の一因となっていると考えられることから、今回、1ページあたりの定額制に料金体系を見直すことにより、利用者にとって文字数を気にせず自由な表現が可能で利便性が高く、シンプルで分かりやすい料金とすることにより電報サービスの維持を図ることとする。
- また、現在、通常電報、定文電報の2種類を提供しているが、定文電報の利用が極めて僅少であることから、通常電報のみの提供とし、通常電報の区分の漢字電報とかな電報の2種類から、かな電報を廃止のうえ漢字電報に統一し、通常電報とすることとする。なお、電報サービスの大半が慶弔用途であることを踏まえ、通常電報における慶祝、弔意、見舞、激励等のための電報として特別紙を使用して配達する慶弔特別扱も廃止することとする。
- イ 通常電報の料金体系については、料金水準の引き上げを行うのではなく、わかりやすく利用しやすい料金体系に変更することで、電報類似サービスとの市場競争力の向上を図り電報全体の収入水準を維持するものである。
- したがって、1ページあたりの料金設定にあたっては、現行の料金水準における最も利用通数の多い漢字電報の平均的な利用者にとって割安となる水準を適用する。なお、1ページあたりの文字数は300文字とし、料金体系は、1ページ目を基本額、2ページ目以降を加算額として設定する。
- また、本料金見直しにあわせて、付随する電報託送加算額についても必要な見直しを行うこととする。

(2) 料金の設定

わかりやすく利用しやすい料金体系変更するため、文字数に応じた従量制課金や、漢字・かな電報の区分を廃止し、利用シーンに係わらない1ページあたりの基本料金（以下、ア 基本額）を新設するとともに、ページ単位での料金設定に伴いページ追加時のオプション料金（以下、イ 加算額）を設定する。

また、従来どおり、電話により電報を申込み場合の追加料金（以下、ウ 電報託送加算額）と有料台紙等（各種付帯サービス）の料金（以下、エ 台紙）を設定する。以上、アからエの4料金は、各々提供する効用ごとに設定することとする。（4料金のうち、認可対象はアイのみ）

各種料金の算定にあたっては、各効用の原価総額を各効用の需要で除したものをもとに算定する。

ア 基本額

基本額相当の原価総額を電報サービス需要で除して算定した。

料金	原価	原価総額	需要
1,200円 ←	1,117円 =	68.6億円 ÷	614万通

イ 加算額

加算額相当の原価総額を2枚目以上の電報サービスを利用する需要で除して算定した。

料金	原価	原価総額	需要
300円 ←	285円 =	0.026億円 ÷	0.9万通

(3) 料金別の原価総額の算定

電報サービスの料金原価総額※には、電報サービス固有の費用（以下、①固有費用）と複数の役務に共通して要する費用（以下、②共通費用）がある。

- ①固有費用：固有費用は以下の2つの費用に分かれ、それぞれの定義と計上方法は以下のとおり
 - ・特化費用：基本額、加算額、電報託送加算額、台紙のそれぞれの効用に特化した費用（各項目に直接計上）
 - ・一般費用：複数の効用に共通の費用（該当する効用に通数比率にて按分し計上）
- ②共通費用：電報以外の複数の役務に共通して要する費用の計上方法は以下のとおり
 - ・固有費用比率で按分計上（基本額37：加算額0.01：電報託送加算額5：台紙59）

※「3. 費用項目別内訳」の3年3か月費用199.7億円のうち、「6.収入予測（3）収入見込み」の「その他収入」13.4億円は、NTT東日本が電報を受付、NTT西日本が電報配達を行う場合にNTT東日本から得る収入であり、実費相当であることから、電報サービスの料金原価からは同額控除し、料金原価総額は186.3億円とした。

ア 基本額

基本額は、①固有費用62.7億円、②共通費用5.9億円の合計68.6億円を料金原価とした。

- ①固有費用：62.7億円
 - ・特化費用：基本的な受付経費や無料台紙経費等4.5億円を計上
 - ・一般費用：配達関連費用等を基本額と台紙原価に有料台紙利用比率（51:49）で按分する等により、58.2億円を計上
- ②共通費用：5.9億円

イ 加算額

加算額は、①固有費用0.024億円、②共通費用0.002億円の合計0.026億円を料金原価とした。

- ①固有費用：0.024億円
 - ・一般費用：電報システム（基本・配達）機能を加算額と基本額原価に300文字以上利用通数比率（0.2:99.8）で按分する等により、0.024億円を計上
- ②共通費用：0.002億円

料金別原価総額内訳

(単位：億円)

	年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	累計 (3年3か月)
		改定前 ~2022年12月	改定後 2023年1月~				
ア 基本額	27.7	20.8	6.9	25.9	22.2	13.6	68.6
	①固有費用	25.1	18.8	6.3	23.8	12.4	62.7
	②共通費用	2.6	2.0	0.6	2.1	1.2	5.9
イ 加算額	0.009	0.007	0.002	0.009	0.008	0.007	0.026
	①固有費用	0.008	0.006	0.002	0.008	0.007	0.024
	②共通費用	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.002

(参考)

ウ 電報託送加算額	3.8	2.9	1.0	3.6	2.2	1.8	8.6
	①固有費用	3.5	2.6	0.9	3.3	1.7	7.9
	②共通費用	0.3	0.3	0.1	0.3	0.1	0.7
エ 台紙	39.8	29.8	9.9	37.5	36.1	25.6	109.1
	①固有費用	36.0	27.0	9.0	34.5	23.4	99.7
	②共通費用	3.7	2.8	0.9	3.0	2.2	9.4

2. 料金算定の概要及び結果

- (1) 料金算定単位 電報サービス
- (2) 料金算定期間 **2023年1月～2026年3月（3年3ヶ月間）とする**
- (3) 料金算定方法 料金算定期間における、収入、原価及びレートベースを算定し、報酬が適正なものであることを証明する
- (4) 算定結果 料金算定期間における報酬率は**2.0%**であり、これは適正な報酬率（**上限4.6%、下限0.21%**）の範囲内である

収入	207.7 億円							
総括原価	原価	206.4億円	+	報酬	1.3億円	報酬率 2.0%	レートベース	64.2億円

(単位：億円)

	年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	累計 (3年3か月)
		改定前 ～2022年12月	改定後 2023年1月～				
①収入	73.5	55.9	17.6	67.3	62.8	60.0	207.7
②原価 (=③+④)	77.0	57.8	19.3	72.3	63.9	50.9	206.4
③費用	77.0	57.8	19.3	72.3	63.9	44.3	199.7
④利益対応税 (⑦×*)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	6.7
⑤報酬 (=⑥+⑧)	▲ 3.6	▲ 1.9	▲ 1.6	▲ 5.0	▲ 1.1	9.1	1.3
⑥ (再) 他人資本見合い	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
レートベース	22.2	16.3	5.9	21.7	19.9	16.7	64.2

(*実効税率は、42.35%)

⑦税引前利益 (=①-③-⑥)	▲ 3.6	▲ 1.9	▲ 1.7	▲ 5.0	▲ 1.2	15.7	7.8
⑧税引後利益 (=⑦-④)	▲ 3.6	▲ 1.9	▲ 1.7	▲ 5.0	▲ 1.2	9.1	1.2

3. 費用項目別内訳

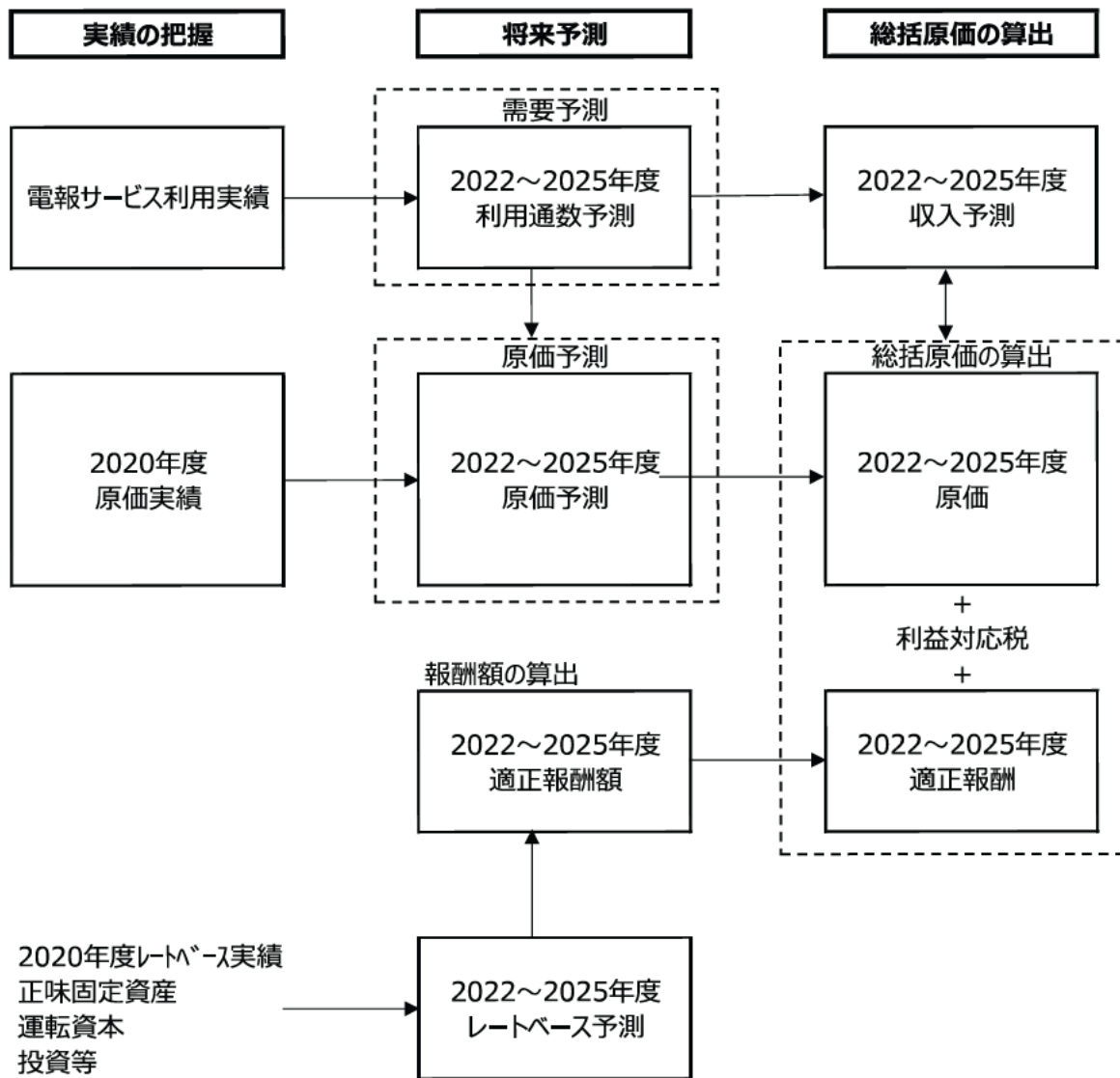
赤枠内は委員限り

(単位：億円)

	年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	主な算定方法
		改定前 ~2022年12月	改定後 2023年1月~				
収入	73.5	55.9	17.6	67.3	62.8	60.0	・電報需要、及び単金の予測値から推計
費用	77.0	57.8	19.3	72.3	63.9	44.3	・電報サービス維持に必要な固定費、及びの需要に応じた連動経費を積算
営業費	0.4	0.3	0.1	0.4	0.4	0.5	・過去5年間の費用実績を踏まえ算出
運用費	50.6	37.9	12.6	48.2	42.9	28.5	・電報需要見立てに応じて算出
施設保全費	6.7	5.1	1.7	6.4	5.7	3.9	・2020年度実績をベースに過去5年間の物価上昇率[+0.2%]を乗じて算出 ・電報固有費用の経年推移を加味
共通費管理費	12.6	9.5	3.2	12.0	10.8	7.8	・2020年度実績をベースに過去5年間の物価上昇率[+0.2%]、 又は人件費上昇率[+2.1%]を乗じて算出 ・電報固有費用の経年推移を加味
試験研究費	1.9	1.4	0.5	0.6	0.5	0.5	・過去5年間のトレンドを踏まえ算出 ・システム改修費等（取得固定資産額）
通信設備使用料	3.0	2.2	0.7	2.9	2.0	1.7	・西受付東配達の通数トレンドに応じて算出
租税公課	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	・電報固有費用の経年推移に応じて算出
減価償却費	1.5	1.1	0.4	1.4	1.3	1.2	・過去5年間のトレンドを踏まえ算出 ・システム改修費等（正味固定資産額）
固定資産除却費等	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	・電報固有費用の経年推移に応じて算出
貸倒損失等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	・電報固有費用の経年推移に応じて算出

報酬	▲ 3.6	▲ 1.9	▲ 1.6	▲ 5.0	▲ 1.1	9.1
総括原価	77.0	57.8	19.3	72.3	63.9	50.9
レートベース	22.2	16.3	5.9	21.7	19.9	16.7

4.総括原価算出のフローチャート



5. 需要予測

(1) 電報需要見込み

(単位：万通)

区 分	年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	
		改定前 ~2022年12 月	改定後 2023年1月~				
①電報(類似サービス含む)	776	582	194	720	669	622	
②東西電報サービス	417	311	105	396	374	352	
	比率	53.7%	53.5%	54.3%	55.1%	55.9%	56.6%
③西日本	203	150	53	198	187	176	
西日本比率	48.7%	48.2%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
種類別	一般	8	6	2	7	6	4
	慶祝	40	30	10	37	34	31
	弔慰	154	114	41	155	148	141
チャネル別	115	71	51	21	77	69	60
	FAX	18	18	0	0	0	0
	D-mail	113	81	32	121	118	116

(2) 需要予測の考え方

①電報（類似サービス含む）

過去30年間の推定実績から指数回帰曲線にて算出した。

②東西電報サービス

分かり易くお求めやすい料金体系への見直しにより、需要減少トレンドを他社以上に抑制し、シェアが回復すると想定した。
2018年度以降減少したシェア（年0.8%減）を2025年度までに回復する（年0.8%増）と想定した。

③西日本

料金体系見直しにより、一般電報比率の高い東日本の一般電報需要減少を見込み（2022年度▲4%）
東西の電報通数比率は半々で推移すると想定した。

i. 一般電報

過去5年間（2016～2020年度）の傾向値（年0.5%減）をベースに算出した。

ii. 慶祝電報

過去5年間（2016～2020年度）の慶祝/弔慰通数比率の傾向値（21:79）をベースに算出した。
また、過去5年間（2016～2020年度）の慶祝比率の傾向値（年0.75%減）を織り込み算出した。

iii. 弔慰電報

過去5年間（2016～2020年度）の慶祝/弔慰通数比率の傾向値（21:79）をベースに算出した。
また、過去5年間（2016～2020年度）の弔慰比率の傾向値（年0.75%増）を織り込み算出した。

I. 115

過去5年間（2016～2020年度）の115受付通数比率の傾向値（年3.0%減）をベースに算出した。
2023年1月のFAX受付廃止後は、FAX受付の3割（2020年度115/web受付比率実績 30:70）
が流入すると想定した。

II. FAX

2023年1月に廃止

III. web

過去5年間（2016～2020年度）のweb受付通数比率の傾向値（年3.0%増）をベースに算出した。
2023年1月のFAX受付廃止後は、FAX受付の7割（2020年度115/web受付比率実績 30:70）
が流入すると想定した。

(参考) 電報需要 (2016~2020年:実績値、2021年:見込値)

赤枠内は委員限り

区 分	H28年 2016	H29年 2017	H30年 2018	R1年 2019	R2年 2020	R3年 2021
①電報(類似サービス含む)						
②東西電報サービス	717	659	595	527	406	389

(参考) 通数実績

区 分	H28年 2016	H29年 2017	H30年 2018	R1年 2019	R2年 2020	R3年 2021
西日本	373	340	308	265	205	187
東西比率	52.1%	51.6%	51.8%	50.4%	50.5%	48.2%
種別						
一般	22	26	30	17	10	8
慶祝	92	83	72	65	41	38
弔慰	259	231	207	183	154	141
チャネル別						
115	183	157	130	109	79	66
FAX	57	57	49	42	26	24
D-mail	134	126	129	114	99	98

6.収入予測

(1) 需要数の算定

(単位：万通)

	年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)
		改定前 ~2022年12月	改定後 2023年1月~			
通常電報	203	150	53	198	187	176
内訳①	一般	8	6	2	7	4
	慶祝	40	30	10	37	31
	弔慰	154	114	41	155	141
内訳②	115	71	51	21	77	60
	FAX	18	18	0	0	0
	D-mail	113	81	32	121	116

(2) 収入単金 (2022~2025年度)

(単位：円)

		電報料	電報料	台紙	電報託送加算額
		(基本額)	(加算額)	(平均)	(115/FAX受付)
通常電報	一般	1,200	300	0	400
	慶祝	1,200	300	1,582	400
	弔慰	1,200	300	1,940	400

①収入単金の考え方

i.電報料 (基本額)

電報類似サービスとの競争対抗を実現するとともに、適切な原価回収により競争を阻害しない料金を設定

現状の通信文の平均利用料 (2020年度推計値) 1,700円と比較し約8割のユーザが割安となる料金水準により、ユーザ利便性を向上

ii.電報料 (加算額)

電報類似サービスとの競争対抗を実現するとともに、適切な原価回収により競争を阻害しない料金を設定

現行料金体系で2枚目相当迄利用した場合の最大利用料3,600円と比較し割安となる料金を設定

なお、現行料金体系での2枚目相当利用ユーザは0.9万通 (0.15%)

iii.電報託送加算額

電話・FAX受付に要するコスト相当額 (通信文受付処理対応稼働等のコスト) を回収する料金を設定

iv.台紙（慶祝）

結婚等の高単金需要が減少していることから過去5年間（2016～2020年度）の傾向値は下降傾向

（年2.7%減）であるが、結婚等の需要が僅少になったことにより、単金は凡そ下げ止まると想定し、2020年度単金をスライドさせた。

v.台紙（弔慰）

過去5年間（2016～2020年度）の傾向値は上昇傾向（年3.1%増）であり、今後も上昇傾向は維持すると想定し算出した。

(3) 収入見込み（2022（改定前）～2025年度収入）

（単位：億円）

	年間	2022(R4)		2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	
		改定前 ～2022年12月	改定後 2023年1月～				
通常電報	一般	1.3	1.0	0.2	0.8	0.7	0.5
	慶祝	12.7	9.9	2.8	10.2	9.4	8.7
	弔慰	52.7	40.4	12.4	47.9	46.5	45.1
	加算	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	電報託送加算額	1.1	0.3	0.8	3.1	2.8	2.4
その他収入		5.7	4.3	1.4	5.3	3.4	3.3
合計		73.5	55.9	17.6	67.3	62.8	60.0

7.レートベースの予測

過去5年間（2016～2020年度）実績と営業費用予測より算定したレートベースを用い、2022～2025年度を予測する

(1) 固定資産

・過去5年間（2016～2020年度）の正味固定資産の実績値を元に算定

(2) 運転資本

① 運転資金：営業費用（租税公課等除き）×料金回収期間（日）÷365

② 貯蔵品：該当なし

(3) 投資等

該当なし

（単位：億円）

	2021 (R3)	2022 (R4)		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	累計 (3年3か月)
		年間	改定後 2023年1月～				
稼働固定資産	14.1	12.8	3.6	12.9	12.1	11.3	39.9
運転資金	9.3	9.4	2.4	8.8	7.8	5.4	24.3
貯蔵品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
投資等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	23.4	22.2	5.9	21.7	19.9	16.7	64.2

8.報酬

(1) 報酬率

考え方	①資本構成比	2020年度の実績
	②他人資本利率率・預金金利	2016～2020年度までの実績金利
	③自己資本利益率	主要企業の実績平均（2016～2020年度）
上限	4.6%	
下限	0.21%	

(報酬率算定式)

$$\begin{aligned}
 & \text{他人資本見合い} \\
 \text{上限} &= \text{他人資本比率 (45.3\%)} \times \text{他人資本利率率 (0.47\%)} \\
 & \text{自己資本見合い} \\
 & + \text{自己資本比率 (54.7\%)} \times \text{自己資本利益率 (7.94\%)} + \text{引当金等比率 (0.18\%)} \times \text{預金金利 (0.01\%)} \\
 & = 4.6\% \\
 & \text{他人資本見合い} \\
 \text{下限} &= \text{他人資本比率 (45.3\%)} \times \text{他人資本利率率 (0.47\%)} \\
 & = 0.21\%
 \end{aligned}$$

(2) 報酬

		(単位：億円)				
		2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	累計 (3年3か月)
報酬	上限	0.27	0.99	0.91	0.76	2.93
	下限	0.01	0.05	0.04	0.04	0.14